

農業委員会告示第1号

下記農地は、農地法第33条第1項に該当する農地であるので、同法第32条第3項の規定に基づき公示する。

令和3年11月15日

八郎瀉町農業委員会
会長 須田 誠



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積	農地に関する権利の種類	農地の所有者等の情報
字イカリ 520	田	268 m ²	所有権	相続人が相続放棄している
字松ノ木 266-1	田	1,007 m ²	所有権	相続人が相続放棄している
字松ノ木 267-1	田	1,008 m ²	所有権	相続人が相続放棄している
字松ノ木 311-15	田	13 m ²	所有権	相続人が相続放棄している
字松ノ木 311-16	田	14 m ²	所有権	相続人が相続放棄している

2 この公示は、農地法第33条に基づく利用意向調査を受けるべき農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して6カ月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権原を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事業所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して6カ月以内に所有者から申出がなかった場合には、農地法第43条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。